

佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設と管理運営事業

業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設と管理運営事業

2 事業の目的

現在訪日団体ツアーの企画販売が難しい中、訪日中国人 FIT 観光客の旅行意識及び消費習慣も変化していることから、中国市場にて近年爆発的に人気上昇している情報収集ツールと検索エンジンとして利用している投稿プラットフォーム・小紅書（RED）にて、体験型旅行商品、観光施設とグルメ等を含めた観光資源投稿プロモーションを実施することにより、佐賀県の認知度向上と FIT 観光客の誘客促進を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 業務スケジュール

公募開始	令和 6 年 4 月 15 日（月）
質問書受付締切	令和 6 年 4 月 17 日（水）15 時（必着）
企画コンペ参加申込締切	令和 6 年 4 月 24 日（火）17 時（必着）
企画提案書提出締切	令和 6 年 5 月 1 日（水）17 時（必着）
審査会	令和 6 年 5 月 8 日（水）
結果通知	審査会終了後 1 週間程度
事業終了、報告	令和 7 年 3 月 31 日（月）

5 業務場所

佐賀県内

6 業務内容

(1) 佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設

- ① アカウント開設に必要な書類、手続き、費用及び人員サポート。
- ② 開設にあたる関係箇所との連絡、調整業務。

(2) 公式アカウントの運営と管理

- ① 年間スケジュール設定と佐賀の観光資源の特徴を考慮する上で、「絶景」、「体験」、「食」、「伝統文化」など、佐賀の魅力を発信するテーマを設定すること。
- ② 発信する観光素材は、佐賀県内の旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なものを中心に、宿泊客または日帰り客を対象とした夕方から夜もしくは朝に楽しめる素材、体験、新規オープン施設など、本県への来県観光促進の目的となる素材を選定すること。
- ③ 現地取材を行った上で、アイキャッチになる写真の撮影を行うこと。また、記事のキャッチコピーを考えること。1投稿あたりの画像は3点以上を目安とし、必要に応じてキャプションを添えること。
- ④ アップした写真の意図が分かる短文を作成すること。加えて、閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを10個程度作成すること。
- ⑤ 短文の文字数は自由とし、小紅書（RED）利用者に訴求する文章を受託者において検討する。
- ⑥ 事前に委託者の確認を受け校了となった写真・動画と文章、ハッシュタグを整理し、委託者の指定する日までに発信すること。
- ⑦ 原則として、週2～3回発信を行うこと。
- ⑧ ライターやフォトグラファーなどの選任は受託者が行うこと。
- ⑨ 全体事業の進捗を管理すること。随時連盟と連絡し事業を進めること。

(3) その他（独自提案）

各社独自の企画提案は妨げないものとする。

(4) 掲載許可交渉について

- ① 紹介する内容及び写真・動画などについては、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を行った上で作業を進めること。
- ② 成果物（原稿、写真、動画、地図など）について、佐賀県の観光に資することを目的として、佐賀県観光連盟が作成するPRツール（紙媒体や電子媒体等）や、佐賀県観光連盟が認めた各関係団体及び施設において使用する場合があることを、該当紹介施設等への依頼及び確認の際に、予め了承を得ておくこと。

(5) 校正について

名称、電話番号、所在地、地図等を使用し配信する際に、事実関係に注意して、厳密な校正を行うとともに、誤りがあった場合は受託者の責任におい

て修正すること。校了は委託者が判断する。

(6) 目標設定と効果測定

- ① 受託者は、本事業の受託後速やかに運営目標（いいねやフォロワー数、チャンネル登録者数等）と目標達成計画を佐賀県観光連盟と協議の上決定し、受託期間中は達成に向けた施策を講じること。
- ② 受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けた PDCA を実行すること。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。

7 業務終了後の提出書類及び提出期限

① 業務完了報告書

プロモーションの実績に関する報告（成果物の提出を含む。）

② 提出期限 令和7年3月31日（月）

8 その他

(1) 打ち合わせ

本業務の遂行にあたり、必要に応じて佐賀県観光連盟と定期的に打ち合わせを行うこととする。

(2) 追記事項

ア 本仕様書に明記されていない事項で、本業務の目的達成のために必要と思われるものについては、佐賀県観光連盟と受託者の双方で協議し、決定することとする。

イ 成果物等の所有権は、佐賀県観光連盟に帰属します。なお、業務期間終了後であっても、受託者は業務内容及び成果物についての佐賀県観光連盟からの問い合わせ等に対応することとする。

ウ 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。

9 総括責任者

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めること。

10 委託費

5, 000, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

1.1 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、連盟と受託者が協議を行い、決定する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者（連盟及び受託者以外の者）からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、連盟の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、連盟に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、連盟に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、連盟と協議するものとする。
- (5) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。